



移転措置事業における税金の優遇措置 の適用期限の延長について



防衛省の移転措置事業（※）により、土地などを譲渡される場合における税金の優遇措置（課税の特例）について、**適用期限が3年間延長**されました。

事業用資産の買換えの課税の特例【所得税、法人税】

◆ 特例措置の内容

- 事業用資産（店舗、事業所や農地等）を国に譲渡し、区域外に買い換える場合（※）における譲渡所得の収入金額について、**最大70%の課税の繰り延べ**ができます。

※ 令和6年4月1日以降は、事前に税務署への本特例措置の適用を受ける旨の届出が必要となります。

◆ 適用期限

- 所得税：令和8年12月31日
- 法人税：令和8年 3月31日

※ この特例措置は適用期限があることから、御利用を考えている方は、適用期限内の移転を御検討願います。

◆ 関係法令

- 所得税：租税特別措置法第37条～第37条の4
- 法人税：租税特別措置法第65条の7～9

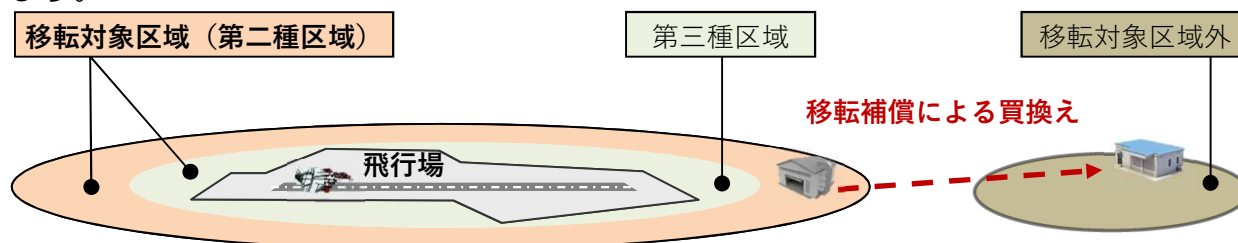
◆ 対象防衛施設

- 小松飛行場

◆ 特例措置を受けようとする税目に関する申告期限までに、管轄の税務署へ申請してください。

※ 移転措置事業の概要

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条に基づき、移転補償等の対象区域（※）からの移転等を希望する方に対して、**建物等の移転補償や土地の買入れを実施**しています。



※ 飛行場等周辺において航空機の音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域（第三種区域を含む。）

【お問い合わせ先】

近畿中部防衛局 企画部防音対策課移転措置係 電話：06-6945-4967
ホームページアドレス：<https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/>

